

様式 1

令和 4 年 7 月 21 日

下山地域会議
会長 吉田 嘉尚 様

豊田市長 太田 稔彦

諮 問 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

豊田市山村地域の持続的発展及び都市と山村の共生に関する条例（令和3年12月28日条例第38号 略称「山村条例」）の理念の実現に向けた今後の取組の参考にするため、条例第6条に定める山村住民の役割について、地区の住民や地域として、何をする必要はあるか、そのための課題は何があり、具体的にどのように取り組むべきかなど、以上の視点を踏まえて地域で実施できる取組や方策等について諮問します。

条例第6条（山村住民の役割）引用

- 1 地域に愛着と誇りを持ち、山村の価値を次の世代につなぐよう努める
- 2 空き家、農地、森林が地域の共有財産であることを認識し、放置しないよう努める
- 3 都市と山村の多様な関わり方を認め、山村地域へ移住する人や関わる人を受け入れるように努める

2 答申書提出期限

令和 4 年 11 月 15 日まで

3 主管課名

企画政策部 企画課

様式3

年 月 日

豊田市長 太田 稔彦 様

下山地域会議
会長 吉田 嘉尚

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき諮問を受けたことについて、下記のとおり答申します。

記